

⑦<<保育>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	認定NPO法人フ ローレンス代表理 事駒崎弘樹	保育の必要性の 撤廃	保育所の空き枠で、保育必要性認定外の子どもも保育を受けられるようにする。 なお、当該子どもの受け入れに係る費用については、保育所の運営事業者が負担する。	保育所の運営事業者が、保育の必要性認定の下りない世帯と私的契約を行った上で、子どもを預かることについては法令上の制約はない。 しかし、自治体によっては現行制度が保育の必要性認定のある子どもに対する給付の仕組みであることを理由に、私的契約はできないとの見解を示しており、事業実施の妨げとなっている。	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第19条第1項	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要性認定の下りない世帯と私的契約を行うことについて、法令で禁じられていないことを事務連絡等で示すなどして明確化する。 ・自治体が私的契約を認めない場合は、許可をするように指導する。 	こども家庭庁	<p>「保育所への入所の円滑化」(平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知)の「2 私的契約児の入所について」のとおり、私的契約児については、認可保育所においても定員に空きがある場合に、すでに入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないこととしている。</p> <p>また、現在、保育所等の空き定員を活用して未就園児の定期的預かりを行うモデル事業を実施しており、さらに、現行の幼児・保育給付に加え、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新しい通園給付を創設することとしており、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。</p> <p>このような検討の中で、提案内容の「保育必要性認定外の子どもも保育を受けられるようにする」ことの趣旨を踏まえた取組を実現していくこととしたい。</p>